

北杜市地域医療振興事業費補助金交付要綱

平成27年3月27日

告示第15号

改正 令和3年3月25日告示第28号

北杜市地域医療振興事業費補助金交付要綱（平成25年北杜市告示第24号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 地域医療開業支援事業（第4条—第7条）

第3章 地域医療連携施設支援事業（第8条—第10条）

第4章 助産所開業支援事業（第11条—第13条）

第5章 補助金の変更、取下げ及び実績報告等（第14条—第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、北杜市の医療体制の拡大及び地域住民が医療を受けやすい体制並びに市内での出産体制の確保を図り、もって市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的として、北杜市内に新たに診療所を開設する開業医、助産所を開設する助産師及び市民のために医療連携を行う病院に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。

（2） 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。

（3） 医療法人 医療法第39条第1項及び第2項に規定する医療法人をいう。

（4） 開業医 市内において、診療所を新たに開設する医師又は医療法人をいう。

（5） 診療科名 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名をいう。

（6） 助産所 医療法第2条に規定する助産所をいう。

（7） 助産師 市内において助産所を開設する助産師又は法人をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 地域医療開業支援事業
- (2) 地域医療連携施設支援事業
- (3) 助産所開業支援事業

第2章 地域医療開業支援事業

(地域医療開業支援事業の補助要件等)

第4条 地域医療開業支援事業における補助金の対象者、補助の要件及び補助金の額等については、次の表に定めるところによる。

| 補助金の名称 | 補助金の対象者 | 補助の要件 | 補助金の額等 | 備考 |
|------------|--|--|--|----|
| 地域医療開業支援事業 | <p>医療法第8条に規定する届出をした診療所の開業医であつて、次の事項のいずれにも該当する開業医とする。ただし、北杜市の医療体制の拡大として、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市内において、診療所を継続して10年以上開業する見込みがある者</p> <p>(2) 市に対する納入金に滞納がない者</p> | <p>1 看護職員、助産師及び事務員（以下「看護職員等」という。）の人員費とする。</p> <p>2 当該補助金の交付請求については、民法（明治29年法律第89号）第450条に規定する者（以下「保証人」という。）を置くこと。</p> | <p>補助金の交付期間は、開設日の翌月から5年間とし、年度当たり500万円かつ総額2,500万円を限度額とする。</p> | |

(地域医療開業支援事業の交付申請)

第5条 地域医療開業支援事業において、交付期間の初年度に補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 北杜市地域医療振興事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）
- (2) 診療所開設許可書の写し（申請時に許可書の交付を受けていない場合においては、交付後速やかに提出すること。）

- (3) 開業医の医師免許証の写し
- (4) 開業医の住民票（法人にあつては法人登記簿の謄本）
- (5) 開業医の履歴書
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書
- (8) 開業医の納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 地域医療開業支援事業において、交付期間内に2年目以降の交付を希望する申請者は、交付を希望する日が属する月の前月末日までに、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 北杜市地域医療振興事業費補助金交付更新申請書（様式第2号。以下「補助金更新申請書」という。）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、北杜市地域医療振興事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金交付決定通知書に、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 市が行う医師の安定確保に協力し、地域医療体制の充実に努めること。
- (2) 市が行う健康診査、予防接種その他市民の健康管理及び健康増進事業に協力すること。
- (3) 休日夜間当番医の診療業務を行うこと。
- (4) 目的を達成するために、市長が特に必要と認める事項
（補助金の交付）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者が補助金の交付を請求しようとするときは、交付の決定後速やかに北杜市地域医療振興事業費補助金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）に、保証人誓約書（様式第5号）及び保証人の印鑑証明書を付して市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、診療所の開設が分かる書類の提出を求めることができる。

2 前項に規定する請求書の提出については、補助金の当該交付期間において各年度提出するものとする。この場合において、2年度以降はその年の4月10日（そ

の日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日）までに請求書を提出するものとする。

3 市長は、前2項に規定する請求書が提出された場合は、当該診療所の開設及び当該補助の決定の内容を確認の上、適当と認めるときは、当該補助金を交付するものとする。

第3章 地域医療連携施設支援事業

（地域医療連携施設支援事業の補助要件等）

第8条 地域医療連携施設支援事業における補助金の対象者、補助の要件及び補助金の額等については、次の表に定めるところによる。

| 補助金の名称 | 補助金の対象者 | 補助の要件 | 補助金の額等 | 備考 |
|-----------------|---|---------------------------------|----------------------------------|--|
| 地域医療連携施設支援事業補助金 | 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院であって、北杜市民の利用が有り、北杜市立病院と医療連携（協定書又は覚書の締結を行った施設）を行う病院とする。ただし、病床数100床以上、北杜市民の利用率15%以上の病院とする。 | 市民のための医療連携として、市長が特に必要と認める場合に限る。 | 事業内容を勘案して市の予算の範囲内において市長が定める額とする。 | 施設改修時の申請の場合は、改修前の病床数及び利用率が補助対象者の要件を満たしていること。 |

（地域医療連携施設支援事業補助金の交付申請）

第9条 地域医療連携施設支援事業補助金の交付を受けようとする申請者は、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 補助金調書（様式第6号）
- (3) 市民の利用状況及び医療連携の確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金交付決定通知書に必要な条件を付することができる。

第4章 助産所開業支援事業

（助産所開業支援事業の補助要件等）

第11条 助産所開業支援事業における補助金の対象者、補助の要件及び補助金の額等については、次の表に定めるところによる。

| 補助金の名称 | 補助金の対象者 | 補助の要件 | 補助金の額等 | 備考 |
|--------------|---|--------------------------|---|----|
| 助産所開業支援事業補助金 | 医療法第8条に規定する届出をした助産所であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 市内において、助産所を継続して10年以上開業する見込みがある者 (2) 市に対する納入金に滞納がない者 | 1件の分娩時に置く介助助産師1人の雇用費とする。 | 補助金の交付期間は、開設日の翌月から5年間とし、1件の分娩に対し60,000円を限度額とする。 | |

(助産所開業支援事業補助金の交付申請)

第12条 助産所開業支援事業補助金において、交付期間の初年度に補助金の交付を受けようとする申請者は、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 助産所開設許可書の写し（申請時に許可書の交付を受けていない場合においては、交付後速やかに提出すること。）
- (3) 嘱託医師、病院、診療所の承諾書の写し
- (4) 助産師免許証の写し
- (5) 助産師の住民票（法人にあつては法人登記簿の謄本）
- (6) 助産師の履歴書
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書
- (9) 助産師の納税証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 助産所開業支援事業補助金において、交付期間内に2年目以降の交付を希望する申請者は、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付更新申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第13条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金交付決定通知書に必要な条件を付すことができ

る。

第5章 補助金の変更、取下げ及び実績報告等

(変更の申請等)

第14条 第6条第1項、第10条第1項及び前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助の決定の内容に関し計画を変更しようとするときは、北杜市地域医療振興事業費補助金交付変更申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、北杜市地域医療振興事業費補助金交付変更決定（却下）通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(記載事項の変更の届出)

第15条 補助事業者は、第5条及び第12条の規定により提出した申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときは、前条第1項の規定に該当する場合を除き、速やかに、記載事項変更届出書（様式第9号）により市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(申請の取下げ)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げるときは、北杜市地域医療振興事業費補助金交付申請取下げ届出書（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

(交付の決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、北杜市地域医療振興事業費補助金取消し等決定通知書（様式第11号）により、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項に規定する、保証人誓約書を添付しないとき。
- (2) 交付の決定を受けた後、正当な理由がなく、開設予定日から6月以上診療所又は助産所の業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がなく、1年以上診療所又は助産所を休止し、又は10年以内に廃止したとき。
- (4) 医師免許又は助産師免許の取消し等により、診療所又は助産所の業務を継続することができなくなったとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により第6条第1項、第10条第1項及び第13条第1項の補助金の交付の決定又は第14条第2項の変更の承認を受けたとき。
- (6) 第6条第2項、第10条第2項及び第13条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (7) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (8) この告示内容に違反したとき。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して2箇月を経過した日又は補助対象事業の完了の日が属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに北杜市地域医療振興事業費補助金交付実績報告書(様式第12号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に報告するものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び補助金の交付)

第19条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、速やかに北杜市地域医療振興事業費補助金確定通知書(様式第13号)により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。
- 4 前2項の規定は、地域医療開業支援事業については適用しないものとする。

(報告及び調査)

第20条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類を調査させることができる。

(補助金の返還)

第21条 市長は、第15条から第17条までの規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合及び第18条に規定する実績報告に過払金が生じた場合は、既に交付した当該補助金の全部又は一部を、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。ただし、開業医に返還能力がない場合は、保証人がその債務を負う。

(書類の保管期間)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を整備し、補助対象事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

第6章 雑則

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の北杜市地域医療振興事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、施行日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。